

県有特許権等処分要領

(通 則)

第1条 県有（共有の場合を含む。以下同じ。）の特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）の処分に関する取扱いについては、別に定めのあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領で特許権等の維持とは、特許権にかかる特許料、実用新案権にかかる登録料、意匠権にかかる登録料（以下「特許料等」という。）を納付し権利を維持することをいい、特許権等の処分とは、特許料等を納付しないことにより権利を消滅させることをいう。また、実施許諾等とは、県有特許権等実施許諾等要領に定める実施許諾等をいい、譲渡とは、県有特許権等譲渡要領に定める譲渡をいう。

(処分の対象となる特許権等)

第3条 特許権等のうち、次の各号に定めるものを処分対象とする。

- (1) 登録後2年間又は5年間で実施許諾等の実績がない特許権
- (2) 登録後2年間で実施許諾等の実績がない実用新案権
- (3) 登録後2年間又は9年間で実施許諾等の実績がない意匠権
- (4) 前号までに定めるものを除き、維持する必要がないと認められる特許権等

(前条第1号に該当する県が単独で所有する特許権)

第4条 公設試験研究機関等の長は、前条第1号に該当する県が単独で所有する特許権を維持すること、処分すること又は実施許諾若しくは譲渡の可能性について、概ね3ヶ月間、関係機関及び発明者（職務発明に係る相当の対価の支払を受ける権利の相続人を含む。以下同じ。）等と意見交換する。ただし、登録後2年間で実施許諾の実績がない特許権のうち、登録後維持を要しない防衛特許として出願した特許権については、発明者以外との意見交換を省略することができる。

- 2 公設試験研究機関等の長は、前項に定める意見交換が終了したのち、実施許諾又は譲渡の手続きに移行できる場合を除いて、その結果について、様式第1の1により所管部局長に提出する。
- 3 所管部局長は、前項に規定する意見交換の結果を参考として、当該特許権を維持又は処分することについて方針を定めるとともに、様式第1の2により秋田県職務発明審査会（以下「審査会」という。）の開催を秋田県職務発明審査会会長に依頼する。
- 4 登録後2年間で実施許諾の実績がない特許権の維持又は処分を審議する審査会は登録後第3年に、登録後5年間で実施許諾の実績がない特許権の維持又は処分を審議する審査会は登録後第6年にそれぞれ開催することとし、実施許諾又は譲渡の可能性及び当該特許権の目的並びに県が負担する特許料等を含め総合的な観点から、当該特許権を維持又は処分することについて審議し、これについて決定したときは、秋田県職務発明審査会会長は、様式第2により所管部局長に通知し、所管部局長はその写しを公設試験研究機関等の長に通知するものとする。ただし、第6年に開催される審査会では、特別の事情があると認められる場合に限って維持の決定ができるものとする。
- 5 所管部局長は、前項の規定により審査会が維持の決定をしたときは、特許権を維持する。
- 6 所管部局長は、第4項の規定により審査会が処分の決定をしたときは、特許権を処分する。

(第3条第1号に該当する共有にかかる特許権)

第5条 公設試験研究機関等の長は、第3条第1号に該当する共有にかかる特許権を維持すること、処分すること、共有者等が維持に要する全費用を負担すること又は譲渡若しくは実施許諾等の可能性について、概ね3ヶ月間、共有者及び県側の発明者等と意見交換する。

- 2 公設試験研究機関等の長は、前項に定める意見交換が終了したのち、譲渡又は実施許諾等の手続きに移行できる場合を除いて、その結果について、様式第3の1により所管部局長に提出する。
- 3 所管部局長は、前項に規定する意見交換の結果を参考として、当該特許権を維持すること、処分すること、共有者等が維持に要する全費用を負担することについて方針を定めるとともに、様式第3の2により審査会の開催を秋田県職務発明審査会会長に依頼する。
- 4 登録後2年間で実施許諾等の実績がない特許権の維持、処分又は共有者等が維持に要する全費用を負担することを審議する審査会は登録後第3年に、登録後5年間で実施許諾等の実績がない特許権の維持、処分又は共有者等が維持に要する全費用を負担することを審議する審査会は登録後第6年にそれぞれ開催することとし、譲渡又は実施許諾等の可能性及び当該特許権の目的並びに県が負担する特許料等を含め総合的な観点から、当該特許権を維持すること、処分すること又は共有者等が維持に要する全費用を負担することについて審議し、これについて決定したときは、秋田県職務発明審査会会長は、様式第4により所管部局長に通知し、所管部局長はその写しを公設試験研究機関等の長に通知するものとする。ただし、第6年に開催される審査会では、特別の事情があると認められる場合に限り維持の決定ができるものとする。
- 5 所管部局長は、前項の規定により審査会が維持の決定をしたときは、特許権を維持する。
- 6 所管部局長は、第4項の規定により審査会が処分の決定をしたときは、特許権を処分する。
- 7 所管部局長は、第4項の規定により審査会が共有者等が維持に要する全費用を負担することの決定をしたときは、共有者等と様式第5に準じて協定書を締結し、共有者等に維持に要する全費用を負担させることができる。

(第3条第2号に該当する県が単独で所有する実用新案権)

第6条 第3条第2号に該当する県が単独で所有する実用新案権の維持又は処分については、第4条の規定に準じて行うものとする。ただし、審査会は、登録後第3年に開催する。

(第3条第2号に該当する共有にかかる実用新案権)

第7条 第3条第2号に該当する共有にかかる実用新案権の維持又は処分等については、第5条の規定に準じて行うものとする。ただし、審査会は、登録後第3年に開催する。

(第3条第3号に該当する県が単独で所有する意匠権)

第8条 第3条第3号に該当する県が単独で所有する意匠権の維持又は処分については、第4条の規定に準じて行うものとする。ただし、審査会は、登録後第3年及び第10年に開催する。

- 2 前項の規定による審査会では、意匠法の目的及び意匠権の保護すべき權益等に留意して、維持又は処分の審議を行うものとする。

(第3条第3号に該当する共有にかかる意匠権)

第9条 第3条第3号に該当する共有にかかる意匠権の維持又は処分等については、第5条の規定に準じて行うものとする。ただし、審査会は、登録後第3年及び第10年に開催する。

- 2 前項の規定による審査会では、意匠法の目的及び意匠権の保護すべき權益等に留意して、維持又は処分等の審議を行うものとする。(第3条第4号に該当する特許権等)

(第3条第4号に該当する特許権等)

第10条 第3条第4号に該当する特許権等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 過去において実施許諾等の実績があるが、近年において実施許諾等の実績がない特許権等のうち、処分の対象と判断される特許権等。

- (2) 実施許諾等中であるが、実施許諾等先企業等の事情により、今後の実施許諾等の必要がないと認められる特許権等のうち、処分の対象と判断される特許権等。
- (3) 前号までに定めるものを除くほか、処分の対象と判断される特許権等。
- 2 前項各号に該当する特許権等の維持又は処分等については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。ただし、当該特許権等の維持又は処分等に関する審査会は、秋田県職務発明審査会会長の求めに応じて随時開催できるものとする。

(審査会)

第11条 審査会の開催方法は、様式第6による書面方式とする。

(処分の報告等)

- 第12条 所管部局長は、第4条から第9条までの規定にしたがって特許権等を処分したとき又は共有者等が維持に要する全費用を負担することについての協定書を締結したときは、その結果を様式第7により公設試験研究機関等の長に通知するとともに、その写しを秋田県職務発明審査会会長に提出するものとする。
- 2 所管部局長は、特許権等を処分したときは、出納局長に報告する。

附 則 (平成16年3月29日学術1813号)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日から平成17年3月31日までの期間は、第3条第1号から第3号に規定する特許権等のうち部局長が処分の対象と判断した特許権等、及び同条第4号に規定する特許権等を処分の対象とする。

附 則 (平成17年5月13日試10号)

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日科39号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月6日学150号)

この要領は、平成22年5月7日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日学227号)

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日学810号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日学870号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。